

事務連絡  
平成 25 年 12 月 20 日

各 

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管部（局） 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室

### 「子育て世帯臨時特例給付金」に係る検討状況について

児童福祉行政の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「子育て世帯臨時特例給付金」（以下「子育て臨時給付金」という。）につきましては、本日付け「子育て世帯臨時特例給付金の実施について」（厚生労働省発雇児 1220 第 1 号厚生労働事務次官通知）により、実施についてお願い申し上げているところです。また、平成 25 年 12 月 12 日に閣議決定された平成 25 年度補正予算案（第 1 号）に実施に必要な経費が計上されたこと及び平成 26 年 1 月 10 日に全国説明会を予定していることについては、既に御連絡しているところです。

子育て臨時給付金の制度の詳細につきましては、引き続き検討の上、全国説明会において御説明する予定ですが、現時点において想定している制度の基本的事項等につきまして、下記及び別添資料のとおり、御連絡いたしますので、予め御承知おきいただきますようお願いいたします。また、厚生労働省においては、子育て臨時給付金と臨時福祉給付金に係る検討を一体的に進めることとしており、各地方公共団体におかれても、両給付金の担当部局の間で十分に連携を図り、御準備方よろしく願いいたします。

また、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知につきまして、よろしく願いいたします。

### 記

#### 1 子育て臨時給付金の概要

別添 1 のとおりとします。

また、子育て臨時給付金の基準日については、臨時福祉給付金が平成 26 年 1 月 1 日を基準日とすることや、申請者等の所得の水準に応じて両給付金のいずれかが支給されるという関係があること等を踏まえ、これらの支給手続等に当たって混乱を生じないように、平成 26 年 1 月 1 日とします。

## 2 支給事務の流れ

支給事務については、基準日(平成 26 年 1 月 1 日)時点の住所地の市町村で実施することとします。事務の流れのイメージについては、別添 2 を御参照下さい。

また、公務員分の支給の取扱いについては、

- ・ 子育て臨時給付金は、児童手当（公務員分は各所属庁が人件費として支給）の上乗せではなく、臨時福祉給付金と類似の給付金であり、人件費ではないこと。このため、所属庁の人事・給与担当部局の所管事務として実施することについて整理が困難と考えられること
- ・ 子育て臨時給付金と臨時福祉給付金は、申請者等の所得の水準に応じていずれかが支給されるという関係があることなどから、その事務処理についても、両給付の間に連携・調整を図りつつ進める必要があること

等から、子育て臨時給付金については、平成 21 年に実施した子育て応援特別手当等の類似の給付と同様に、市町村において、国家公務員及び地方公務員を含む地域住民に支給することとしていただきたいと考えております。

なお、事務処理を円滑に実施するため、公務員について、児童手当受給状況の証明や申請勧奨等を各所属庁で実施する等、必要な措置を講じていく予定です（別添 1 の 5 ページ参照）。

## 3 今後のスケジュール

今後のスケジュールにつきましては、以下のとおりです。

- ・ 年内（12 月 24 日の週） 予算計上のために必要となる事務費等の取扱い、子育て臨時給付金の税制上の取扱い等について事務連絡予定
- ・ 平成 26 年 1 月 10 日 1 回目の全国説明会を開催予定
- ・ 平成 26 年 1 月下旬～2 月上旬 2 回目の全国説明会を開催予定（簡素な給付措置支給業務室と合同開催予定）

その他御不明な点がございましたら、当室あてに御照会いただければと存じます。何卒御理解のうえ、御協力いただきたく、よろしく願いいたします。

### 【担当】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室

山口、下間

TEL 03-5253-1111（内線：7850）

FAX 03-3595-2672

# 子育て世帯臨時特例給付金について（案）

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置を行うもの。児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）と類似の給付金として、これと併給調整をして支給するものである。

## （１）名称

子育て世帯臨時特例給付金

## （２）実施主体

市町村（特別区を含む。）

## （３）支給対象者

基準日における平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者であって、その前年の所得が児童手当の所得制限額に満たないもの。

※ 平成26年1月1日に児童が生まれた場合の取扱いは検討中。

## （４）対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の対象となる児童。

※1 基準日以後に生まれた児童は対象外。（平成26年1月1日に生まれた児童の取扱いは検討中。）

※2 基準日時点で中学生である児童は、実際の申請・支給時に中学校を修了している場合においても対象。

ただし、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の対象者及び生活保護の被保護者等は除く。

## （５）基準日

平成26年1月1日（臨時福祉給付金と同日）

## （６）給付額

対象児童一人につき1万円

## （７）費用

全額国庫負担（10/10）

※ 実施にかかる事務費についても、全額国庫負担

# 「好循環実現のための経済対策」（抄）

（平成25年12月5日閣議決定）

## 第2章 具体的施策

### IV. 低所得者・子育て世帯への影響緩和、駆け込み需要及び反動減の緩和

消費税率引上げによる需要の過度の変動が景気の下振れリスクとならないよう、経済政策パッケージに基づき駆け込み需要とその反動減等に対応した給付措置及び低所得者への影響を緩和するための給付措置を講ずるとともに、子育て世帯への影響を緩和するための給付措置を講ずる。

（略）

- 簡素な給付措置（臨時福祉給付金（仮称））（厚生労働省）
- 子育て世帯に対する臨時特例給付措置

# 子育て世帯臨時特例給付金（対象者）

## 支給対象者

- 基準日（平成26年1月1日）における平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者であって、その前年の所得が児童手当の所得制限額に満たないもの。
  - ※ 平成26年1月1日に児童が生まれた場合の取扱いとは検討中。

## 支給対象児童

- 支給対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の対象となる児童。
    - ※ 基準日以後に生まれた児童は対象外。（平成26年1月1日に生まれた児童の取扱いは検討中。）
    - ※ 基準日時点で中学生である児童は、実際の申請・支給時に中学校を修了している場合においても対象。
- ただし、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の対象者（\*1）及び生活保護の被保護者（\*2）等は除く。

（\*1）消費税率の引上げに伴う影響の緩和という点において、臨時福祉給付金と同様であることを考慮して、対象外としている。

＜臨時福祉給付金の対象者＞

- 市町村民税（均等割）が課税されていない者から、以下の者を除いたもの。
- ・ 市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等
- ・ 生活保護制度内で対応される被保護者等

（\*2）生活保護の被保護者については、26年4月に消費増税による負担増の影響分を織り込んで生活扶助基準の改定を行うことを想定しているため、対象外としている。

# 子育て世帯臨時特例給付金（給付額）

## 金額

- 対象児童一人当たり1万円。

## 考え方

- 消費税引上げに際し子育て世帯への影響を緩和する等の観点から実施するものであり、臨時福祉給付金の給付額を参考に、対象児童一人当たり1万円としたもの。

## 支給回数

- 今回の給付措置は、臨時特例的に行うものであり、1回限りで支給する。

# 子育て世帯臨時特例給付金（支給手続）

## 支給手続

- 支給対象者は、基準日（平成26年1月1日）時点の住所地の市町村（特別区を含む。）に対して、支給の申請を行う。
- 申請を受け付けた市町村は、児童手当の受給状況、前年の所得、臨時福祉給付金の受給資格等について審査の上、支給対象者に対して支給を行う。
- \* 基準日より後に転居をした場合であっても、転入先ではなく、1月1日時点の住所地の市町村が支給を行う。
- \* 市町村が地域住民（公務員を含む。）に一元的に支給。
  - ※ 子育て世帯臨時特例給付金は、児童手当の上乗せではなく、子育て世帯への消費税の影響緩和等の観点から支給するもの。
  - ※ 市町村における円滑な事務実施のため、公務員については、例えば以下のような措置を検討。
    - ・ 支給対象者を容易に判断できるよう、平成26年1月分の児童手当受給者である旨の証明書を所屬庁が発行。
    - ・ 公務員への申請勧奨は、一義的に各所屬庁において実施し、申請漏れが生じないよう徹底。

# 子育て世帯臨時特例給付金（その他）

## 経費

- 子育て世帯臨時特例給付金に要する経費については、平成25年度補正予算案に1,473億円を計上している。

（内訳）

- ・ 給付費 1,271億円
- ・ 事務費 202億円（うち、地方公共団体分 200億円）

## スケジュール等

- 支給時期については、各自治体において、準備が整い次第支給する。
  - \* 消費税率引上げの影響を緩和する等の趣旨に鑑み、臨時福祉給付金の支給スケジュールを踏まえつつ、支給する。



## 「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」支給事務のイメージ

## 支給対象となり得る者のリストアップ

児童手当受給者情報により、平成 26 年 1 月 1 日時点の児童手当（特例給付を含む。）受給者をリストアップする

（周知広報・申請勧奨・申請書様式の交付）

※臨時福祉給付金と連携して実施することや、児童手当現況届関係事務とあわせて実施することも考えられる

## 申請受付

- ✓ 郵送又は窓口で申請を受け付ける
  - 申請者が平成 26 年 1 月 1 日時点で当該市町村に住民登録されている者であることを確認する
- ✓ 平成 26 年 1 月 1 日時点で住民登録されていない者に対しては、申請先が 1 月 1 日時点で住民登録があった市町村であることを教示する
- ✓ 申請者が平成 26 年 1 月 1 日時点の児童手当受給者又は特例給付受給者であることを確認する（1 月 1 日時点の児童手当受給者情報等を活用）

## 審査・支給決定

- ✓ 申請者の前年の所得（市町村民税の非課税所得以外の所得）が児童手当所得制限限度額未満であるかを確認する
  - 所得制限限度額以上 → 支給しない
- ✓ 対象児童が平成 26 年 1 月 1 日時点で生活保護制度の被保護者等に該当しないかを確認する
  - 給付額の対象児童が生活保護制度の被保護者等に該当している場合は、算定対象から外す
- ✓ 対象児童の扶養者が平成 26 年度分の市町村民税（均等割）が課税されているかを確認する
  - 課税されていない者である場合 → 臨時福祉給付金の対象者

## 支払

※ 臨時福祉給付金も、26 年度分の市町村民税の課税情報に基づき、給付する。

※ なお検討中の事項（1 月 1 日生まれの子の扱い等）については、このイメージには含まれていない。

事務連絡  
平成 25 年 12 月 20 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省  
簡素な給付措置及び子育て世帯に対する臨時特例給付措置  
支給業務実施本部

「子育て世帯臨時特例給付金」に関する全国説明会の開催について

児童福祉行政の推進につきましては、かねてから種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。さて、今般、平成 25 年度補正予算案（第 1 号）に実施に必要な経費を計上している「子育て世帯臨時特例給付金」に関しまして、制度の概要や事務処理の流れ等を説明させていただくため、標記全国説明会を開催することといたしました。つきましては、関係職員の出席方につきまして、よろしくお取り計らい願います。

記

- 1 日 時 平成 26 年 1 月 10 日（金）13 時 30 分～16 時 30 分（予定）  
（受付 13 時 00 分～）
- 2 会 場 三田共用会議所 講堂（1 F）  
東京都港区三田 2 丁目 1 番 8 号（TEL 03-3455-7591）  
※ 本説明会に関することに疑義等がある場合は、以下の照会先へご連絡いただくようお願いいたします。（直接、会場へ連絡することはご遠慮いただくようお願いいたします。）
- 3 議 題 「子育て世帯臨時特例給付金」の支給事務について

【照会先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室  
山口、伊藤、下間  
TEL 03-5253-1111（内線：7850）  
FAX 03-3595-2672

## 三田共用会議所交通アクセス

### 鉄道

東京メトロ 南北線 麻布十番駅下車 2番出口より徒歩5分

都営地下鉄 大江戸線 麻布十番駅下車 2番出口より徒歩9分

### 都営バス

二の橋バス停下車 徒歩 2分

都06系統 新橋駅 渋谷駅ゆき (15分)

橋86系統 新橋駅 目黒駅ゆき (18分)

### タクシー / 徒歩

- JR山手線 田町駅下車
  - 都営地下鉄三田線三田駅下車
  - 都営地下鉄浅草線三田駅 下車
- }

徒歩 20分

タクシー 7分



事 務 連 絡  
平成25年12月26日

各 ( 都道府県  
指定都市  
中核市 )

子育て世帯臨時特例給付金担当課 (室) 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室

子育て世帯臨時特例給付金支給の準備作業における関係リストの作成及び情報提供について

子育て世帯臨時特例給付金支給事業の実施につきましては、平素から多大な御理解及び御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、子育て世帯臨時特例給付金支給業務については、「子育て世帯臨時特例給付金の実施について」（平成25年12月20日付け厚生労働省発雇児1220第1号厚生労働事務次官通知）及び「「子育て世帯臨時特例給付金」に係る検討状況について」（平成25年12月20日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室事務連絡）により、制度の基本的事項等をお示ししたところですが、今後必要となるリストの作成作業及び関係機関によるリストの情報提供等について、別添のとおり、取りまとめましたので、準備作業等をよろしくお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、本事務連絡について、管内の市町村（特別区を含む。）に対して御連絡いただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡については、本省内外の関係部局とも調整済みであり、当該関係部局からも、各地方公共団体の担当部局に対し、連絡される予定です。

**【担当】**

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室

永倉、伊藤

TEL 03-5253-1111 (内線：7850)

FAX 03-3595-2672

子育て世帯臨時特例給付金支給の準備作業における関係リストの作成及び情報提供について

第1 平成26年1月1日（以下「基準日」という。）における同月分の児童手当の受給者について（リスト作成時期の目処：平成26年1月～2月頃）

1 市町村（特別区を含む。以下同じ。）の児童手当担当課は、管内の平成26年1月分の児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく児童手当（同法附則第2条第1項の給付を含む。）の受給者及び支給対象児童（以下「受給者等」という。）について、氏名、生年月日、性別（受給者に限る。）及び住所に関する情報のリストを作成し、当該市町村の子育て世帯臨時特例給付金（以下「子育て臨時給付金」という。）担当課に提供する。

2 1の児童手当の受給者等に関する情報を子育て臨時給付金支給業務のために利用すること及び当該情報を子育て臨時給付金担当課に提供することについては、当該市町村の一般的な個人情報の取扱いに依り必要となる手続を行うことになる。例えば、個人情報の目的外の利用及び他機関への提供について当該市町村の個人情報保護審議会への諮問等の手続を要求している場合には、当該手続を行うこととなる。

3 なお、平成26年1月1日に生まれた児童の取扱いについては、追って連絡する。

第2 住民基本台帳に記録されている者について（リスト作成時期の目処：平成26年1月～2月頃）

1 市町村の住民基本台帳担当課は、子育て臨時給付金の基準日時点で当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者について、世帯ごとに、氏名、生年月日、性別、住所及び続柄に関する情報のリストを作成し、当該市町村の子育て臨時給付金担当課に提供する。

2 1の住民基本台帳に関する情報を子育て臨時給付金支給業務のために利用すること及び当該情報を子育て臨時給付金担当課に提供することについては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第1条に「住民

に関する事務の処理の基礎とする」と定められており、各市町村の個人情報保護条例の規定にかかわらず同条の規定により可能である。

3 なお、1のリストを作成するに当たっての留意事項については、追って連絡する。

第3 生活保護制度内で対応される被保護者等について（リスト作成時期の目処：平成26年1月～2月頃。1の（1）の①のイ及び②のイについては、随時作成。）

1 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付（以下「支援給付」という。）の受給者について

(1) 都道府県は、管内の福祉事務所を設置していない町村に対して、管内の以下の①及び②に関する情報のリストを作成し、当該被保護者及び支援給付の受給者の住所地の町村に提供する。また、市及び福祉事務所を設置する町村の生活保護及び支援給付担当課は、管内の①及び②に関する情報のリストを作成し、当該市及び町村の子育て臨時給付金担当課に提供する。

① 被保護者

ア 子育て臨時給付金の基準日時点における被保護者（保護が停止されている者を除く。）について、氏名、生年月日、性別及び住所

イ 平成26年1月2日から同年3月31日までに保護が廃止又は停止となった者について、氏名、生年月日、性別及び住所

② 支援給付の受給者

ア 子育て臨時給付金の基準日時点における支援給付の受給者（支援給付の支給が停止されている者を除く。）について、氏名、生年月日、性別及び住所

イ 平成26年1月2日から同年3月31日までに支援給付が廃止又は停止となった者について、氏名、生年月日、性別及び住所

ただし、②については、支援給付の受給者の実態に鑑みると、子育て

て臨時給付金の対象児童が当該受給者に該当することは稀有であると見込まれることから、リストを作成する都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の支援給付担当課は、「臨時福祉給付金支給の準備作業における関係リストの作成及び情報提供について」（平成 25 年 12 月 16 日付け厚生労働省簡素な給付措置支給業務室事務連絡。以下「簡素な給付措置事務連絡」という。）の第 2 のリストを作成する時点において、支援給付の受給者の生年月日により子育て臨時給付金の対象児童がないことを確認した場合には、リストの作成及び提供は不要である。

なお、上記で作成するリストについては、簡素な給付措置事務連絡の第 2 のリストと同様のものである。

このため、上記のリストと簡素な給付措置事務連絡の第 2 のリストを同時に作成することも考えられる。

(2) (1) に関して、

- ・被保護者及び支援給付の受給者に関する情報を子育て臨時給付金支給業務のために利用すること、
- ・当該受給者のリストについて、①都道府県が管内の福祉事務所を設置していない町村に提供すること、②市及び福祉事務所を設置する町村が当該市及び町村の子育て臨時給付金担当課に提供すること、

については、生活保護及び支援給付の業務を適正に実施するために必要であることから、本来業務の範囲内と考えられ、各都道府県及び市町村の個人情報の取扱いに関する手続は必要ないものである。

2 国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者及びハンセン病療養所非入所者給与金（援護加算分）の受給者について

当該受給者については、当該受給者の情報を保有する都道府県及び国から、子育て臨時給付金の給付対象外になる旨を事前に説明し、理解を得る取扱いを予定しているため、市町村における準備作業は不要である。

なお、第 3 の取扱いについては、(1) のただし書き部分を除き、簡素な

給付措置事務連絡の第2と同様である。

#### 第4 その他

- 1 子育て臨時給付金支給業務において、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の受給者に関する情報を利用する場合又は臨時福祉給付金（簡素な給付措置）支給業務において子育て臨時給付金の受給者に関する情報を利用する場合には、利用する市町村の一般的な個人情報の取扱いに応じ必要となる手続を行うことになる。例えば、個人情報の目的外の利用及び他機関への提供について当該市町村の個人情報保護審議会への諮問等の手続を要求している場合には、当該手続を行うこととなる。
  
- 2 第3のリストの作成に当たっては、自治体間での情報の提供があることも踏まえ、別紙様式を基に作成を行う。



子育て世帯臨時特例給付金 ○○○の受給者に関する情報

市(区)町村名: \_\_\_\_\_

	氏名		生年月日	性別 (1.男 2.女)	住所	備考
	漢字	カタカナ				
1	○○ □□	△△ ××	20000101	1		
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

事 務 連 絡  
平成 25 年 12 月 26 日

各府省庁児童手当事務担当課（室） 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室

「子育て世帯臨時特例給付金」に係る検討状況等について  
(情報提供及び準備事務実施依頼)

児童手当関係業務の実施につきましては、日頃よりご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、本年 12 月 5 日に閣議決定された「好循環実現のための経済対策」に基づき、「消費税率引上げによる需要の過度の変動が景気の下振れリスクとならないよう、…子育て世帯への影響を緩和するための給付措置を講ずる」こととなっています。

また、本年 12 月 6 日の関係閣僚打合せにおいて、「子育て世帯に対する臨時特例給付措置の具体化に向けての基本的考え方」が関係大臣の間で確認され、同措置は、消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として実施するものであること、同措置の実施業務は、厚生労働大臣が総務大臣及び財務大臣の協力を得て担当することとされたところです。

これを受け、当省において「子育て世帯臨時特例給付金」の具体的実施方式等について、鋭意検討を進めているところですが、平成 25 年 12 月 20 日付け、別添 1 「子育て世帯臨時特例給付金の実施について」(厚生労働省発雇児 1220 第 1 号厚生労働事務次官通知) 及び同日付け、別添 2 「「子育て世帯臨時特例給付金」に係る検討状況について」により、各地方公共団体あてに、現時点で検討している制度の概要等をお知らせしていますので、情報提供させていただきます。

あわせて、本検討状況を踏まえた各府省庁児童手当関係事務担当課(室)の事務において、特に関係する事項及び本給付金事業の実施のための当面の準備事務については別記のとおりですので、御承知置きいただくとともに、事務の実施につきまして、御協力をいただきますようお願いいたします。

また、本事務連絡については、児童手当支給事務を委任している施設等機関、地方支分部局等に対しても周知いただくよう、お願いいたします。

【担当】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室  
伊藤、山口  
TEL 03-5253-1111 (内線 : 7850)  
FAX 03-3595-2672

## 記

### 1. 子育て世帯臨時特例給付金の概要（詳細は別添 2 検討状況事務連絡の 1 参照）

#### (1) 趣旨

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置を行うもの。児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）と類似の給付金として、これと併給調整をして支給するものである。

#### (2) 支給対象者

平成 26 年 1 月 1 日における平成 26 年 1 月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者であって、その平成 25 年の所得が児童手当の所得制限額に満たないもの。

※ 平成 26 年 1 月 1 日に児童が生まれた場合の取扱いは検討中。

#### (3) 対象児童

支給対象者の平成 26 年 1 月分の児童手当（特例給付を含む。）の対象となる児童。

※ 1 基準日以後に生まれた児童は対象外。（平成 26 年 1 月 1 日に生まれた児童の取扱いは検討中。）

※ 2 基準日時点で中学生である児童は、実際の申請・支給時に中学校を修了している場合においても対象。

ただし、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の対象者及び生活保護の被保護者等は除く。

#### (4) 支給額

対象児童一人につき 1 万円

### 2. 支給事務の流れについて（詳細は別添 2 検討状況事務連絡の 2 参照）

- 国家公務員及び地方公務員を含む地域住民に対して、市町村が支給する（所属庁からは支給せず、市町村が一元的に支給事務を行う）。
- 市町村における事務処理を円滑に実施するため、各所属庁は支給対象となり得る所属職員について、当該所属職員の住所地の市町村に対する児童手当受給状況の証明や申請勧奨等を実施する。

### 3. 本給付金事業実施のための当面の準備事務について

上記 2 の支給事務の実施上必要となるため、各府省庁児童手当事務担当課（室）においては、平成 26 年 1 月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者及び支給対象児童に係る氏名、生年月日、性別（受給者に限る。）及び住所に関する情報について、リストを作成することなどにより、確実に保存いただくようお願いいたします。

なお、本給付金支給事務に関係して、今後、各府省庁にて実施していただく事務の詳細については、追って連絡させていただきます。

事 務 連 絡  
平成 25 年 12 月 26 日

各 都道府県、指定都市、中核市  
所属職員に対する児童手当支給事務担当課（室）御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室

「子育て世帯臨時特例給付金」事業実施事務について  
(所属職員に対する児童手当支給事務担当課（室）における事務関係)

児童手当関係業務の実施につきましては、日頃より御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、「子育て世帯臨時特例給付金」の具体的实施方式等につきましては、平成 25 年 12 月 20 日付け、別添 1「子育て世帯臨時特例給付金の実施について」(厚生労働省発雇児 1220 第 1 号厚生労働事務次官通知) 及び同日付け、別添 2「「子育て世帯臨時特例給付金」に係る検討状況について」により、各地方公共団体あてに、現時点で検討している制度の概要等をお知らせしているところです。

これらを踏まえ、所属職員に対する児童手当支給事務担当課（室）に特に関係する事項及び当面の準備事務については別記のとおりとなりますので、御承知置きいただくとともに、事務の実施につきまして、御協力をいただきますようお願いいたします。

また、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知につきまして、よろしく願いいたします。

**【担当】**

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室  
伊藤、山口

Tel 03-5253-1111 (内線 : 7850)

FAX 03-3595-2672

## 記

### 1. 子育て世帯臨時特例給付金の概要（詳細は別添 2 検討状況事務連絡の 1 参照）

#### (1) 趣旨

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置を行うもの。児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）と類似の給付金として、これと併給調整をして支給するものである。

#### (2) 支給対象者

平成 26 年 1 月 1 日における平成 26 年 1 月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者であって、その平成 25 年の所得が児童手当の所得制限額に満たないもの。

※ 平成 26 年 1 月 1 日に児童が生まれた場合の取扱いは検討中。

#### (3) 対象児童

支給対象者の平成 26 年 1 月分の児童手当（特例給付を含む。）の対象となる児童。

※ 1 基準日以後に生まれた児童は対象外。（平成 26 年 1 月 1 日に生まれた児童の取扱いは検討中。）

※ 2 基準日時点で中学生である児童は、実際の申請・支給時に中学校を修了している場合においても対象。

ただし、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の対象者及び生活保護の被保護者等は除く。

#### (4) 支給額

対象児童一人につき 1 万円

### 2. 支給事務の流れについて（詳細は別添 2 検討状況事務連絡の 2 参照）

- 国家公務員及び地方公務員を含む地域住民に対して、市町村が支給する（所属庁からは支給せず、市町村が一元的に支給事務を行う）。
- 市町村における事務処理を円滑に実施するため、各所属庁は支給対象となり得る所属職員について、当該所属職員の住所地の市町村に対する児童手当受給状況の証明や申請勧奨等を実施する。

### 3. 本給付金事業実施のための当面の準備事務について

上記 2 の支給事務の実施上必要となるため、各地方公共団体の所属職員に対する児童手当支給事務担当課（室）においては、平成 26 年 1 月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者及び支給対象児童に係る氏名、生年月日、性別（受給者に限る。）及び住所に関する情報について、リストを作成することなどにより、確実に保存いただくようお願いいたします。

なお、本給付金支給事務に関係して、今後、各地方公共団体の所属職員に対する児童手当支給事務担当課（室）にて実施していただく事務の詳細については、追って連絡させていただきます。

事 務 連 絡

平成25年12月26日

各 都道府県・指定都市・中核市  
子育て世帯臨時特例給付金担当課（室） 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室

子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金及び子育て世帯  
臨時特例給付金給付事務費補助金に係る予算等について

児童福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力賜り、感謝申し上げます。

平成25年12月12日に「平成25年度一般会計補正予算（第1号）等について」が閣議決定されました。

子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金及び子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金に要する経費について、この補正予算に計上されましたので、その要求内容等を別添1のとおり連絡します。

つきましては、各地方公共団体における支給事務準備及び予算手続などを進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本年12月24日に閣議決定された「平成26年度税制改正の大綱」において、子育て世帯臨時特例給付金として給付される給付金については、所得税及び個人住民税を課さないこととされましたので、連絡いたします（別添2参照）。

都道府県におかれましては、本事務連絡の趣旨について、管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対して御連絡いただくようお願いいたします。

**【照会先】**

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室  
滝澤、堀江

TEL : 03-5253-1111（内線：7913）

FAX : 03-3595-2672

e-mail : [kosodate@mhlw.go.jp](mailto:kosodate@mhlw.go.jp)

## 国の要求関係及び地方公共団体における予算計上について

### 給付費予算計上の考え方

(1) 支給対象者数 1,271 万人については、

- ① 平成 25 年度予算における児童手当受給対象児童数
- ② ①のうち課税対象者に扶養されている児童割合（約 8 割）  
※総務省平成 24 年度市町村税課税状況等の調より推計
- ③ 児童手当における特例給付対象児童数

に基づき、

【①×②－③】により算出している。

(参考：地方公共団体における算出方法例)

- ① 基準日（1 月 1 日）時点の児童手当受給対象児童数
- ② ①のうち課税対象者に扶養されている児童割合の目安（80%）  
※臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の対象者及び生活保護の被保護者等を除く
- ③ 児童手当における特例給付対象児童数
- ④ 安全率（1.1）  
※児童手当の実績割合に、公務員分を勘案したもの
- ⑤ 支給額 1 万円

に基づき、

$$\frac{① \times ② - ③}{④} \times ⑤ = \text{交付申請額}$$

地方公共団体において②が正確に把握することができる場合は、

$$\frac{② - ③}{④} \times ⑤ = \text{交付申請額}$$

としても差し支えない。

(2) 留意事項

各市町村においても、上記を参考に、予算手続きなどを進めて頂きたい。

なお、給付費は国から市町村への直接補助となるため、都道府県における予算措置は不要である（事務費については都道府県における予算措置が必要）。

## 事務費予算計上の考え方

(1) 都道府県及び市町村における業務に必要と見込まれる経費を計上した。

(2) 都道府県分については、

- ・市町村への伝達会議開催に要する経費
- ・全国説明会への出席旅費
- ・補助金執行事務に要する人件費
- ・広報経費

(都道府県分事務費交付総額の目安)

都道府県分の事務費については、特に目安を示さないこととしている。

(3) 市町村分については、

- ・審査事務等に要する人件費  
[申請の勧奨、支給対象者リスト作成、申請書審査、入力・集計 など]
- ・申請書等の発送費用  
[申請書送付料、支給決定通知送付料 など]
- ・システム改修(開発)費  
[既存システムの改修又は新規システムの開発 など]
- ・電話照会対応に要する経費  
[電話対応要員の賃金又はコールセンター設置費用 など]
- ・口座振込手数料
- ・広報経費  
[広報誌掲載費、チラシ等作成費 など]
- ・その他  
[支給事務に係る旅費、消耗品費、電話代、事務機器借料 など]

などの経費を見込んだもの。

(市町村分事務費交付総額の目安)

- 下記別表のとおり、事務費総額の目安をお示しする。  
なお、本目安はあくまでも目安であり、事務費の上限額を設定するものではない。
- 本目安は、子育て世帯臨時特例給付金支給業務に要する事務費の総額をお示したものである。(事業が平成25年度と平成26年度に年度をまたいで行われる場合は、2年分の事務費総額の目安と認識いただきたい。)
- 各市長村における事務費の目安額の算出にあたっては、各市長村の子育て世帯臨時特例給付金支給対象者数と比して近似値の下記別表左欄の子育て世帯臨時特例給付金支給対象者数で右欄の事務費所要見込額を除いた単価に、各市長村の子育て世帯臨時特例給付金支給対象者数を乗じることにより算出願いたい。



(別表)

## 子育て世帯臨時特例給付金支給対象者に応じた事務費総額の目安

子育て世帯臨時特例給付金 支給対象者数	事務費所要見込額
500,000人	588,000千円 ～ 735,000千円
300,000人	353,000千円 ～ 441,000千円
100,000人	118,000千円 ～ 147,000千円
50,000人	59,000千円 ～ 73,000千円
20,000人	24,000千円 ～ 29,000千円
10,000人	11,800千円 ～ 14,700千円
5,000人	5,900千円 ～ 7,400千円
3,000人	3,500千円 ～ 4,400千円
1,000人	1,200千円 ～ 1,500千円
1,000人未満	1,000千円程度

### [事務費所要見込額算出の考え方]

- 市町村における標準的な事務処理を想定し必要となる経費を算定した。
- 市町村によって組織体制、申請勧奨の方法と規模、申請受付期間、審査方法などが異なることから、仮に子育て世帯臨時特例給付金支給対象者数が同じであっても、かかる費用が異なると想定されるため、それらの実施内容（程度）に応じた幅を設定した。
- 子育て世帯臨時特例給付金支給対象者数が少ない町村でも、一定の事務の手間がかかると見込まれることから、児童手当受給者数1,000人未満の区分では1,000千円程度を交付総額の目安とした。

注) ここで言う子育て世帯臨時特例給付金支給者数は、上記で示した「給付費予算計上の考え方」（参考）の算出方法によることを基本とする。

#### (4) 留意事項

子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金の支給に要する事務経費については、子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金の交付決定前に執行した経費であっても、「好循環実現のための経済対策」（平成25年12月5日閣議決定）第2章IV「低所得者・子育て世帯への影響緩和、駆け込み需要及び反動減の緩和」に定める「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」の事務に係るものであれば、子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金の対象として差し支えないものである。

#### **繰越明許費要求及び概算払経費要求**

- (1) 子育て世帯臨時特例給付金に係る予算については、給付費・事務費ともに、翌年度へ繰り越して使用することが出来るよう、国において、繰越明許費として要求することとしている。
- (2) 子育て世帯臨時特例給付金に係る予算については、給付費・事務費ともに、概算交付が出来るよう、概算払対象経費として要求することとしている。
- (3) 平成25年度における国の予算の交付は、
  - ・給付費については、各市町村からの申請に基づき、平成25年度内に給付することが見込まれる額、
  - ・事務費については、各市町村及び各都道府県からの申請に基づき、平成25年度内に使用することが見込まれる額、をそれぞれ予定している（平成26年度分とは別に執行する予定である）。  
ただし、平成25年度分として交付した予算のうち、やむを得ない事由により翌年度へ繰り越す必要が生じた場合には、地方においても繰り越すことが出来るよう、調整していく予定である。

#### **地方公共団体における予算計上について**

- (1) 子育て世帯臨時特例給付金については、基準日は平成26年1月1日とし、基準日における平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者であって、その前年の所得が児童手当の所得制限額に満たないものに対し給付していくことを想定しているが、可能な限り早く給付できるよう、効率的な実施方法等についてご検討頂き、それを踏まえ予算計上をお願いしたい。  
その際、実際の給付事務スケジュール（給付開始時期）は、市町村ごとの規模や実情により異なると想定されることから、具体的な計上時期は、例えば、
  - ・給付費については、平成25年度内に給付することが見込まれる分を平成25年度補正予算に計上し、その他を平成26年度当初予算に計上、
  - ・事務費については、一部を平成25年度補正予算に計上し、その他を平成26年度当初予算に計上、することが考えられる。

## 平成 26 年度税制改正の大綱（抄）

（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）

I 「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」  
での決定事項（略）

## II I に追加して決定する事項

## 一 個人所得課税

## 4 租税特別措置等

（国 税）

〔新設〕

（3）「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日閣議決定）において実施することとされた「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」として給付される給付金については、所得税を課さないこととする。

（地方税）

〔新設〕

（3）「好循環実現のための経済対策」において実施することとされた「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」として給付される給付金については、個人住民税を課さないこととする。

事 務 連 絡  
平成25年12月26日

各 都道府県  
子育て世帯臨時特例給付金担当課（室） 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室

補助金等の交付の事務の一部を都道府県知事が  
行うこととする場合の事前協議について

平素より児童福祉行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、本年12月5日に政府が閣議決定した「好循環実現のための経済対策」に基づき、「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」が実施されることとなったところですが、当該給付の支給に係る補助金事務について、別紙1のとおり、事務の一部を都道府県知事に行っていただきたいと考えております。

つきましては、事前調整のため、別紙1の内容をご確認のうえ、別紙2を来年1月10日（金）までにメール又はFAXにてご回答いただきますようお願いいたします。

なお、同意をいただける場合には、後日、公文書を送付させていただきますので、念のため申し添えます。

内容について疑義照会等がありましたら、大変お手数ですが、下記の照会先までお問い合わせください。

※ この事務連絡は、児童手当事務担当部局にお送りしております。所管が異なる場合は、お手数ですが担当部局まで回送いただきますようお願い申し上げます。

（照会先）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室

滝澤・竹入

電 話：03-5253-1111（内線 7914）

F A X：03-3595-2672

e-mail：[kosodate@mhlw.go.jp](mailto:kosodate@mhlw.go.jp)

## 都道府県知事が事務の一部を行うこととする補助金等

補助金等の名称	都道府県知事が行うこととする事務の内容
<p>(項) 臨時福祉給付金等給付事業助成費</p> <p>(目) 子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金</p> <p>(目) 子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金</p>	<p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第5条の規定による補助金等の交付の申請の受理</li> <li>2 法第6条第1項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等</li> <li>3 法第7条第1項第1号、第3号及び第4号の規定による承認の申請の受理並びに同項第5号の規定による報告の受理</li> <li>4 法第7条第1項第1号、第3号及び第4号の規定による承認並びに同項第5号の規定による指示に係る通知</li> <li>5 法第8条の規定による決定の通知</li> <li>6 法第10条第4項において準用する法第8条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知</li> <li>7 法第12条の規定による状況報告の受理</li> <li>8 法第13条第1項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知</li> <li>9 法第13条第2項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知</li> <li>10 法第14条の規定による実績報告の受理</li> <li>11 法第15条の規定による補助金等の額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知</li> <li>12 法第16条第1項の規定による是正のための措置の命令に係る通知</li> <li>13 法第16条第2項の規定において準用する法第14条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理</li> <li>14 法第17条第4項において準用する法第8条の規定による決定の取消しに係る通知</li> <li>15 法第18条第1項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知</li> <li>16 法第18条第2項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知</li> <li>17 法第23条第1項の規定による立入検査等</li> </ol>

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室 宛

(FAX: 03-3595-2672)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項及び補助金等に係る  
 予算の執行の適正化に関する法律施行令に基づく都道府県知事の事前協議について(回答)

主管部局名：  
 \_\_\_\_\_

担当者名：  
 \_\_\_\_\_

連絡先：  
 \_\_\_\_\_

(項) 臨時福祉給付金等給付事業助成費

補助金の名称： (目) 子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金(目) 子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金

1. 該当する番号に○をつけて下さい。

ア 同意する

イ 一部同意する

ウ 同意しない

2. 上記で「イ 一部同意する」に該当する場合には、同意しない「事務内容」を記入し、「ウ 同意しない」の場合にはその理由を簡潔に記入して下さい。